

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月1日から47年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは5万6,000円、同年10月から47年3月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から47年4月1日まで

私は、昭和42年4月から43年3月までA社に勤務し、その後、同年9月に再入社し、49年2月6日まで勤務していた。しかし、二度目に勤務した昭和43年9月1日から47年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、社員名簿及び申立期間当時の事務担当者の供述によると、申立人は同社において、昭和43年9月2日から雇用され、44年4月1日から正社員として採用されたことが推認できる。

また、上記社員名簿に記載されている同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く10人中9人が正社員として採用された日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社から提出された厚生年金保険関係資料によると、申立人の資格取得日は昭和44年4月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年4月1日から

47年4月1日までの期間については、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代であり、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の記録から、44年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは5万6,000円、同年10月から47年3月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険関係資料を提出し、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人が昭和44年4月1日にA社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき3回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は47年4月1日を申立人の同社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年4月から47年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年4月1日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社から提出された労働者名簿等から、申立人が正社員として採用されたのは44年4月1日であり、同僚についても正社員として採用される前の期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年4月から同年9月までは11万円、同年10月から同年12月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年1月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額の月別状況と、私の保管している給与明細書に記載された支給額を確認したところ、申立期間について相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年10月1日の定時決定で11万円、13年10月1日の定時決定で11万8,000円、14年1月1日の随時改定で9万8,000円と記録されていたところ、14年3月11日付けで、13年4月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を、いずれも遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録がある29人について、それぞれ額は違うものの、申立人と同様に、平成14年3月11日付けで、遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事実について、当該事業所の代表者は既に他界しているため確認できず、職務代行者である弁護士に照会したところ、当時の資料が無いため分からないとの回答があり、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は申立期間において、給与が低額になった事実はなく、当初記録されていた標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、当該引き下げ処理後に支払われた給与にかかる明細書においても、差額調整の形跡は見られない。

その上、当該事業所に係る滞納処分票によると、平成14年3月当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成14年3月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について13年4月1日及び同年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、13年4月から同年9月までは11万円、同年10月から同年12月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1484

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日は昭和40年9月1日と認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の資格取得日を同年9月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年9月7日まで
昭和37年3月22日からA社に入社し、平成14年4月1日まで継続して勤務した。その勤務期間のうち、昭和40年9月1日から同年9月7日までの期間が空白となっているのは考えられない。
私は昭和40年9月1日付けで本社へ転勤を命ぜられ、C部から異動した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はA社C部において厚生年金保険被保険者の資格を昭和40年9月1日に喪失し、同社本社において同年9月7日に資格を取得しており、申立期間の記録が無い。

しかし、B社から提出された申立人の社員プロフィール及びD健康保険組合の加入期間証明並びに雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人と同様にA社C部から同社本社に異動した同僚は、本社における資格取得日は同年9月1日と記録されており、厚生年金保険被保険者期間は継続している。

これらの事実を踏まえると、申立人のA社本社における資格取得日は昭和40年9月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から同年8月までの期間、同年11月から39年1月までの期間、41年3月及び43年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から同年8月まで
② 昭和38年11月から39年1月まで
③ 昭和41年3月
④ 昭和43年6月

申立期間の国民年金保険料は、集金人に支払ったり、区役所の国民年金窓口で直接支払ったりしていた。国民年金の加入手続や保険料納付は、その都度行ってきたので、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月に払い出されており、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳をみると、当初、同年4月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得し、同年同月から42年9月までの期間、47年2月から同年5月までの期間及び53年7月以降について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付（42年7月から同年9月までは申請免除期間）していたものを、58年8月に、最初の資格取得年月日を36年4月1日に訂正（平成3年4月11日に、昭和38年3月21日に訂正済み）するとともに、申立期間①を含む36年4月1日から38年9月16日までの期間、申立期間②、③及び④を国民年金の加入期間として追加するなど、申立人の厚生年金保険加入期間に併せて、国民年金の加入記録を整備していることが確認できる。

申立人は、申立期間について、「国民年金に加入しているにもかかわらず、国民年金保険料を納付しないことは考えられない。」と主張しているが、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付方法等についての具体的な記憶は無い上、前述の状況に基づくと、申立期間は、いずれも昭和58年8月以降

に国民年金の加入期間として追加されたものであり、加入記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間であったと考えられるほか、加入記録が追加された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 26 日から 35 年 4 月 17 日まで
個人事業所ではあったが、A社という会社で昭和 35 年 4 月頃まで働いていた。厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主は既に他界しているため、同事業主が設立し、昭和 39 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているB社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は無く不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 11 人については、全て連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年11月頃まで
申立期間中は、A社（現在は、B社）で、和文タイプライターを使って資料等を作成していた。戦時中のことで記録が漏れていると思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は「私は昭和17年4月に入社し、終戦まで勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該事業所において19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険料の徴収は、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）附則第1条及び第3条の規定により、昭和19年10月1日から開始されており、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であり、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和19年6月1日から同年12月31日まで）を調査したが、申立人の氏名は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 5 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで
夫は、昭和 4 年に A 社 (現在は、B 社) に入社してから 43 年 11 月に退職するまで、ずっと勤務していた。「C 丸」に乗船している写真もある。申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真に、昭和 16 年 5 月 * 日「C 丸」と表示されていることから、申立人が申立期間において当該船舶に乗船していたことはいくつかあがる。

しかし、C 丸を所有していた B 社に照会したものの、申立人の勤務実態を確認できる資料が無く、申立てどおりの届出を行ったかは不明であるとの回答があった。

また、D 省 E 局から提出された陸軍徴用船名簿によると、C 丸は、昭和 16 年 11 月 12 日から 19 年 11 月 25 日まで陸軍の徴用船であったことが確認できるものの、申立人が同船に乗船していたかについては資料が無く不明と回答している。

さらに、A 社の船員保険被保険者名簿に記載のある同僚については、C 丸は昭和 19 年 * 月 * 日に沈没し多数の同僚が死亡しているとともに、記録が基礎年金番号に未統合であることから、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1488

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
申立期間について、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているため、41 万円か、44 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 2 年 9 月の随時改定及び 3 年 10 月の定時決定において 41 万円、4 年 10 月の定時決定において 44 万円と記録されていたところ、5 年 9 月 7 日付けで、3 年 8 月に遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に照会したところ、「当時の賃金台帳は無いが、当時は非常に経営が困難な時期であり、一時的に給与を下げた時期があった。」と回答している上、申立期間において同社の取締役である申立人のほか、申立期間当時の取締役二人についても、申立人と同様に標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 29 日から 32 年 5 月 17 日まで
② 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

船員手帳によると、申立期間において乗船していたにもかかわらず、船員保険の記録が無い。申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人がA丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、A丸の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、二人の被保険者が記載されているものの、いずれも昭和 29 年 7 月 22 日に資格喪失していることが確認できることから、同船は、申立期間①において船員保険の適用事業所でなかったことが推認される。

また、上記名簿の被保険者二人について調査したものの、いずれも他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、A丸の船舶所有者も他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人がB丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立人は、C丸において昭和 36 年 9 月 1 日に船員保険被保険者資格

を取得している上、同船において申立人と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚が申立人のことを記憶していることから、同船とB丸は同一船舶であったことが推認される。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、C丸は昭和40年12月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、船舶所有者も他界しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するものではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗船する前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険被保険者資格を取得していたこととはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 3 月まで
② 昭和 50 年 11 月から 51 年 7 月まで

申立期間①については、A社に勤務し、部品製造の流れ作業をしており、申立期間②については、B社で洗い場作業及び接客をしていた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①及び②について加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 48 年 1 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所は、平成 9 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入しており、当該期間を含む昭和 36 年 4 月から 47 年 8 月までの期間は、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、当時、当該事業所で経理を担当していた事業主の妻に申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用及び厚生年金

保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人のことは記憶に無く、当社が社会保険の適用事業所になったのは、申立期間の後であった。」との回答があった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入しており、当該期間を含む昭和 50 年 10 月から 51 年 12 月までの期間は、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

その上、申立人の B 社における雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 16 日から平成 10 年 7 月 1 日まで
保険料控除額が確認できる資料は無いが、毎年昇給していたにもかかわらず、標準報酬月額が何年も改定されていないのは納得できない。定年退職時の給与額は少なくとも 45 万円はあったはずなので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 7 月に A 社を定年退職し、同年 11 月から嘱託として再雇用された際の雇用条件が、定年退職時の基準内賃金の 80% であり、嘱託として勤務した期間の標準報酬月額 36 万円から算出すると、定年退職時の標準報酬月額は 45 万円となるはずであるのに、38 万円と記録されていることは納得できないとして申し立てている。

このことについて、申立人は、給与支給明細書を保管していないが、A 社から提出された社籍簿によると、平成 10 年 4 月 1 日に申立人の固定給が 42 万 5,000 円に昇給していることが確認できる。しかし、標準報酬月額の随時改定は、固定的賃金の変動月以後継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額が、現在の等級との間に 2 等級以上の差が生じたときに、固定的賃金の変動があった月から 4 か月目に改定が行われることとされているところ、申立人はこの 4 か月目にあたる同年 7 月 1 日に資格喪失していることから、申立人に係る随時改定の届出が行われなかったと考えられる。

また、当該社籍簿によると、申立期間のうち、給与歴が記載されている昭和 55 年 8 月以降の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額が社籍簿に記載された固定給を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚についても、標準

報酬月額が数年間改定されていない時期があり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっているという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、年4回の決算時期には相当時間の残業があったにもかかわらず、標準報酬月額に反映されていないことは納得できないとして申し立てているが、これについては、標準報酬月額の定時決定は、通常では毎年5月から7月までの3か月間に支払われた給与の総額を3月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められている。しかし、申立人の場合、決算のため残業をしたのは2月、4月、8月及び10月であり、同僚が、「申立人が経理課にいた時期、給与の締日は15日であった。」と供述していることから、当該決定に算入される残業手当は4月16日から30日までの半月分であったと考えられ、当該決定に残業手当が反映されていないとしても不自然とは言えない。

その上、申立期間のうち、昭和39年1月から55年7月までの期間については、申立人は、当該期間の給与支給明細書を保管しておらず、当該社籍簿にも記載が無いことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

A社では昭和 62 年 2 月 28 日まで勤務し、正社員として事務に従事していた。その後、すぐにB社でパート社員となったが、一日も空くことなく出勤した。特に、事務は月末が忙しく休む暇などなかったにもかかわらず、期間が空いていることは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社における雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に勤務していることは認められる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、A社の元事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和 62 年 2 月 21 日が資格喪失日として記載されており、同年 2 月 25 日に同書類を提出した際に、申立人の健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A社の元事業主に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時は夫が実質的に経営事務をしていたが、既に亡くなっていることから、不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人と同様に、A社からB社に継続して勤務していたが、記録に空白期間がある同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1493

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から 53 年 11 月 29 日まで
申立期間は、パートタイマーとしてA社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、正社員からパートタイマーに勤務形態が変わった。」との供述をしている上、申立人と同様の勤務形態であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、「私も、パートタイマーとして正社員同様の勤務時間で働いていたが、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社の社会保険関係業務を行っているB社に照会したところ、「退職者の個人情報データの保存期間は5年間であるため、申立期間の記録を確認できる資料は無い。なお、C企業年金基金の台帳によると、昭和51年1月1日資格喪失となっており、国側の記録と同様の記録であることが確認できる。」との回答があった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和45年3月16日資格取得、50年12月31日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 42 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月、A 社 B 営業所において一般事務として勤務した。事務所は、新しい営業所ができるまでの仮事務所であった。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、勤務期間は特定できないものの、申立人が記憶している A 社 B 営業所の所在地、同営業所長及び同僚等に関する供述から、申立人が同社 B 営業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社 B 営業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記営業所長及び同僚の A 社における厚生年金保険の記録は、いずれも C 県において適用事業所となっている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿より確認できるところ、同名簿の健康保険整理番号*番（昭和 42 年 5 月 1 日資格取得）から*番（昭和 43 年 1 月 15 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A 社に照会したところ、「資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 3 日から 10 年 2 月 1 日まで
② 平成 10 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私が勤務していた申立期間①に係る A 社の標準報酬月額及び申立期間②に係る B 社の標準報酬月額が実際の給与支給額より低いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①において、申立人から提出された当該期間の一部に係る給与支払明細書によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

しかし、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

申立期間②において、申立人から提出された当該期間の一部に係る給与支払明細書によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

しかし、当該給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から20年10月まで

私は、昭和17年6月頃、A社という会社に勤めていた伯父に誘われて同社に入社した。そこでは、B丸という船に乗船し、海に落ちた爆弾の引き上げをしていた。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社という会社に勤務し、同事業所はC市D区にあったと供述しているが、オンライン記録及び船舶所有者名簿を調査したところ、同所在地において同名称の事業所は、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、A社という会社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、申立人が事業主の名字が「E」だったと供述しているため、B丸という名の船を所有し、かつ、F県内に所在していたG社の船員保険被保険者名簿について調査したが、申立期間について、申立人の氏名を確認することができなかった。

加えて、H省I局に照会したところ、「旧陸海軍人事等関係資料を調査したが、A社という会社所有のB丸に関する記録は無く、J社、K社所有のB丸が海軍指定船として確認はできたが、人事記録は引き継がれていないため

不明。また、K社のB丸については、昭和18年10月10日に海軍徴用船に指定されており、徴用船の人事記録は引き継がれているものの、申立人の氏名は確認できなかった。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1497

第1 委員会の結論

申立期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる平成21年2月から同年8月までにおいて、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年5月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間において、給与から本人負担分と会社負担分の厚生年金保険料が控除されていた。控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成21年2月から同年8月までにおいて、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

三重厚生年金 事案 1498（事案 413 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 21 日から 42 年 2 月 22 日まで

A社から派遣されてB社の食堂で調理師として勤めていた。A社を退職した翌日にはC社に入社し一日も休んだことは無いことから、間が空いているのはおかしい。今回は、A社で調べてもらい、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、C社に勤務していたとの申立てから、同社においては厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 42 年 2 月 22 日であり、申立期間には適用事業所に該当していなかったこと等を理由として既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 16 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人はA社に勤務していたと主張しているが、申立人が同時に退職したとする同僚についても、申立人と同時期に同社を資格喪失していることが確認できる。

また、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者を資格喪失した同僚3人から得られた、「A社がB社の給食業務から撤退した時期に退職した。」旨の供述は、申立人が同社を退職した理由と合致しており、申立人の資格喪失の記録が正しいことが推認できる。

さらに、A社は昭和 56 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により当時の役員等関係者の所在は判明したものの、オンライン記録により全員が死亡していることが確認でき、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、C社で申立人と同時に資格取得した複数の同僚に再度聴取したところ、「申立人は私より早くから当該事業所で勤務していた。」旨の供述が得られたことから、申立人は申立期間に厚生年金保険の適用以前の同社で勤務していたことがうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。